

**令和3年度沖縄県子ども・若者総合相談支援センター事業
企画提案募集要領**

本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。県議会において当初予算案が否決される場合には契約を締結しませんので、あらかじめ御了承ください。

1 業務内容

(1) 概要

ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「困難を有する子ども・若者」という。）を支援するため、子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）に基づき、沖縄県子ども・若者総合相談センター事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(2) 業務名

令和3年度沖縄県子ども・若者総合相談センター事業

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 業務内容

別添「令和3年度沖縄県子ども・若者総合相談センター事業企画提案仕様書」参照。

(5) 提案上限額

31,344,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

2 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は任意団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の法人等からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 公共機関が行った類似する企画立案事業をこれまでに実施した実績を有するか、又は提案時点において取り組んでいる者であること。コンソーシアムの場合は、構成員

のうちいずれか1事業者がこの要件を満たすこと。

(5) 沖縄県内に本社、又は事業所を有する者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1事業者がこの要件を満たすこと。

(6) コンソーシアムの場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。

イ コンソーシアムの構成員が単体として重複参加していないこと。

(7) 本事業の目的を踏まえた事業内容を企画し、事業に関する幅広い知見を有し、運営する能力を有すること。また、事業実施にあたって、関係者の意見、要望に適切に対応し、県と密接に連携できること。

3 応募方法手続き及びスケジュール

(1) スケジュール（予定）

令和3年2月12日（金） 企画提案公募及び質問受付開始

令和3年2月22日（月） 質問事項受付締切

令和3年3月5日（金） 応募申請書・企画提案書提出締切

令和3年3月10日（水） 第1次審査（書類審査）

令和3年3月16日（火） 第2次審査（プレゼンテーション審査）

令和3年4月1日（木） 契約締結

(2) 質問事項受付期間

ア 受付期間 公募開始から令和3年2月22日（月）まで

イ 質問方法 質問書（様式5）に記入し、「7 問い合わせ・書類提出先」までメールすること。

ウ 回答方法 質問のあった事項については、随時、青少年・子ども家庭課ホームページに掲載する。

(3) 企画提案公募参加申込及び企画提案書の提出

ア 期 限 令和3年3月5日（金）17:00 必着

イ 提 出 先 「7 問い合わせ・書類提出先」まで持参又は郵送。郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとること。

ウ 提出書類 次の②～⑥を一連にして、正本1部、副本9部（※すべて片面印刷）作成し、フラットファイル毎に綴って合計10部提出すること。
副本はコピー可とする。

- ①企画提案応募申請書（様式1） ※要押印
 - ②企画提案書（任意様式、A4、30頁内）
 - ③経費見積書（任意様式）
 - ④法人等概要（様式2）
 - ⑤実績書（様式3）
 - ⑥誓約書（様式4）
 - ⑦協定書（コンソーシアムの場合に限る） 1部
- } 正1部、副9部計10部

エ 留意事項

- ・コンソーシアムの場合、⑤法人等概要（様式2）、⑥実績書（様式3）、⑦誓約書（様式4）については、構成員毎に作成すること。
- ・③企画提案書には、別添「令和3年度沖縄県子ども・若者総合相談センター事業企画提案仕様書」の「4 業務内容」及び「5 実施体制」を踏まえ、以下の項目について、具体的に記載すること。
 - ア 本県における困難を有する子ども・若者及び支援体制の現状と課題を踏まえた受託業務の実施方針及び子ども・若者総合相談センターの果たすべき役割に関すること。
 - イ 相談業務の実施内容・方法等に関すること。
 - ウ 広報・周知及び普及啓発の実施内容等に関すること。
 - エ 関係機関等との連携強化等に関すること。
 - オ 指定支援機関業務の実施内容等に関すること。
 - カ 実施体制に関すること（配置する職員の資格、経験、能力等）。
 - キ 業務（年間）スケジュールに関すること。
 - ク その他本事業に資する独自事業の提案等がある場合は、その概要を記載すること。

(4) 第一次審査（書類審査）

応募数が5者以上の場合は、書類審査を行い、上位4者を選定する。応募数が5者未満の場合は、書類審査は実施せず、応募資格等要件の適合を確認した上で、プレゼンテーション審査の対象とする。

また、応募状況及び書類審査の結果から、プレゼンテーション審査対象者数を増減することもある。

(5) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

各社のプレゼンテーション内容について、審査会で審査を行う。最も優れた応募者を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。

ア 日 時 令和3年3月16日（火）13:30～（予定）

イ 場 所 県庁5階 子ども生活福祉部会議室

ウ 留意事項

- ・提出された書類に基づき説明し、追加資料は認めない。
- ・説明者は3名以内とし、説明15分以内、質疑10分以内の合計25分以内とする。
- ・プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とし、プレゼンテーションを行う時間帯は後日通知する。

4 企画提案に係る留意事項

- ・事業提案書等は、応募者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差替え及び撤回は認められないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- ・虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は無効とする。
- ・応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は無効とする。
- ・企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションへの出席に要する費用等、企画提案に要する経費については、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- ・企画提案に当たって、企画提案書等に連携先等の具体的な法人名称を使用する場合は、応募者が当該法人等から了承を得ること。
- ・今回の企画提案は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保障するものではない。
- ・事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保障するものではない。

5 契約について

原則として優先交渉順位第一順位の者と協議を行い、委託契約を締結するが、その後、諸事業により第一順位の者が契約候補から外れた場合は、次順位の者と協議が成立すれば契約を行うこととする。なお、審査内容及び審査経過等については公表しない。

6 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続き

- ・委託候補者を決定したときは、県はあらかじめ仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を取り、予定価格の範囲内であることを確認した上で、委託契約を締結するものとする。
- ・契約締結に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 契約保証金

- ・契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に

納付することとする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

沖縄県財務規則抜粋（契約保証金）

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

7 問い合わせ・書類提出先

沖縄県子ども生活福祉部

青少年・子ども家庭課（担当：内山）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 3 階）

T E L : 098-866-2174 F A X : 098-868-2402

E-mail : uchiyamt@pref.okinawa.lg.jp